

## HIS キャンセルサポートで補償される事由（概要）

旅行キャンセル (出国中止) 原因	保険金支払の対象となるケース（概要） (以下は補償の概要を説明したものです。詳細は2~3ページをご覧ください。)	本人	予同 約者行	親族	支払 割合
死亡、危篤*	記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます)、記名被保険者等の配偶者または3親等内の親族が死亡した場合または危篤(重傷・重病で生命が危うく予断を許さない状態と医師が判断した場合)となった場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	100%
入院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族がケガや疾病により入院を開始した場合(ただし出国予定日を含めた7日前から帰国予定日翌日までの間に入院を開始した場合に限ります)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	100%
通院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族がケガや疾病により通院した場合(ただし出国予定日またはその前日・翌日に通院した場合に限ります)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	70%
急な出張	勤務先命令により急な海外出張または2泊以上の国内出張が入った場合(予定していた旅行の出国予定日が新たに入った業務出張開始日から終了日までの間となる場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		70%
渡航先での暴動・テロや地震	渡航予定先で戦争・内乱・暴動・テロ行為等や地震・噴火・津波、利用予定の交通機関・ホテルの事故・火災が発生した場合、あるいは退避勧告等が発出された場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
交通機関の遅延、欠航・運休	搭乗中あるいは搭乗予定の航空機・列車・船舶等(運航時刻が定められた交通機関)の2時間以上の遅延や欠航・運休が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
パスポートの置き忘れ、失効等	パスポートの紛失・盗難、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了、残存有效期間不足により日本から出国できなかった場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		70%
妊娠、早産等	妊娠の発覚、出産、早産・流産が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		70%
婚約破棄、離婚	離婚や婚約破棄(婚姻予約の不履行)が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		70%
ペットの死亡	家庭で飼っているペット(犬またはねこ)が死亡し遺体処理をした場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		70%
家屋家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により100万円以上の損害が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
災害避難指示	地震、台風、豪雨・洪水等により災害対策基本法に基づく避難指示が発せられた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
航空機遭難等	搭乗している航空機・船舶の行方不明・遭難や山岳登攀中の遭難が発生した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
緊急捜索事態	警察等で確認できる事故によって緊急な捜索、救助活動が必要な事態となつた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
出入国規制等	官公署命令、外国の出入国規制または感染症(*)による隔離命令が発せられた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人または鑑定人として裁判所に出廷する場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
勤務先の倒産	勤務先企業が倒産した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		100%
保険金お支払いの対象にならない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ キャンセルサポートご加入以前に上記記載の旅行キャンセル（出国中止）原因が発生していた場合は、保険金お支払いの対象になりません。</li> <li>◆ キャンセルサポートご加入以前に「死亡・危篤」「入院」「通院」「感染症」(*印)の原因（直接の原因となつた傷害の発生もしくは疾病的発病）が発生していた場合は、保険金の支払いの対象になりません。</li> <li>◆ キャンセルサポートの支払項目（キャンセルの原因）は上記項目に限定されていますので、上記以外の原因によるキャンセルは支払対象とはなりません。</li> </ul>				

# 海外旅行保険（HIS キャンセルサポート）重要事項のご説明

## 【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、海外旅行保険に関する重要な事項を説明しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

▼保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いします。

## 契約概要

### 保険商品の内容をご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

### ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼この書面における主な用語についてご説明します。

暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産ならびに歯科疾病を含みません。

保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
記名被保険者	本保険により補償を受ける方で加入申込票に署名された方をいいます。
記名被保険者等	記名被保険者または同行予約者をいいます。
同行予約者	記名被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で記名被保険者に同行する方をいいます。
渡航手続費	査証料、予防接種料等をいいます。

## I. 契約締結前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み

#### (1)商品の仕組み **契約概要**

この説明書では **海外旅行保険（HIS キャンセルサポート）** を説明しています。

本保険は、保険金支払事由が発生したことにより出国を中止した際に発生する費用を補償する保険です。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

#### (2)被保険者の範囲 **契約概要**

包括契約期間中に、旅行行程を開始する下記の者とします。

株式会社エイチ・アイ・エスが販売・募集する海外旅行の参加者および、株式会社エイチ・アイ・エスのWEB上で海外旅行保険の申し込みをする者。

▼被保険者の範囲は、次のとおりです。

	被保険者の範囲
	本人（注）
個人プラン	○

（注）本人とは、加入申込票のご署名欄に記載の方をいいます。

### 2. 基本となる補償、保険金額の設定 等

#### (1)基本となる補償 **契約概要 注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
旅行変更費用保険金	次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、加入申込票のご署名欄に記載された方（記名被保険者）が出国を中止した場合 ①記名被保険者、同行予約者（以下「記名被保険者等」といいます）、記名被保険者等の配偶者・3親等内の親族が死亡した場合または危篤となった場合 ②記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気（＊1）により入院した場合（出国を予定していた日のその日を含めて7日前から帰国を予定していた日の翌日までの間に入院を開始した場合に限ります） ③記名被保険者等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または記名被保険者等が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）中に遭難した場合 ④急激かつ偶然な外来の事故により記名被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ⑤記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害（損害の額は、修理費または保険価額のいずれか低い方をいいます）を受けた場合 ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.風災、水災、雹（ひょう）災、雪災 ウ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	次の①～⑦のいずれかによって、左記「お支払いする主な場合」①～⑥、⑪または⑬のいずれかに該当したことにより発生した費用については保険金をお支払いできません。なお、次の③に掲げる事由は左記「お支払いする主な場合」⑤には適用しません。 次の⑨に該当したことにより、左記「お支払いする主な場合」①、②または⑪のいずれかに該当したことにより発生した費用については保険金をお支払いできません。 次の⑧または⑩に該当したことにより発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染
★旅行変更費用補償（支払事由拡大型）特約		
☆出国後中止費用対象外特約セット		

<p>旅行変更費用保険金</p> <p>★旅行変更費用補償 (支払事由拡大型) 特約</p> <p>☆出国後中止費用対象 外特約セット</p>	<p>⑥記名被保険者等が、裁判所の呼出により証人または鑑定人として裁判所に出頭する場合</p> <p>⑦記名被保険者等の渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)において、次の事由が発生した場合 ア.地震もしくは噴火またはこれらによる津波 イ.戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動またはテロ行為 ウ.記名被保険者等が利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災 エ.渡航先に対する日本国政府、在外公館による退避勧告または渡航中止勧告の発出</p> <p>⑧記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合</p> <p>⑨記名被保険者等に対して、災害対策基本法に基づく避難指示等が、公の機関より出された場合</p> <p>⑩記名被保険者等が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの2時間以上の遅延または欠航・運休</p> <p>⑪記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*1)により通院した場合(出国を予定していた日またはその前日もしくは翌日に通院した場合に限ります)</p> <p>⑫記名被保険者等が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために日本国外への業務出張(*2)、または国内の2泊以上の宿泊を伴う業務出張(*3)をする場合で、出国を予定していた日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれた場合</p> <p>⑬ペット(*4)が死亡し、そのペットの遺体を処理した場合(獣医師による死亡診断書または死体検査書が提出できる場合に限ります)</p> <p>⑭記名被保険者等の間で婚姻予約の不履行等(*5)もしくは離婚が発生した場合は記名被保険者等の婚姻予約の不履行等(*5)もしくは離婚によって新婚旅行等の婚姻に関する旅行目的が達成できることが明らかになった場合</p> <p>⑮記名被保険者等が妊娠、出産、早産または流産した場合</p> <p>⑯記名被保険者等のパスポートの紛失または盗取、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了により出国できなかつた場合</p> <p>⑰記名被保険者等のパスポートの有効期間の満了または残存有効期間により、渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)に出国できなかつた場合</p> <p>⑱記名被保険者等の勤務する会社が倒産(*6)した場合</p>	<p>⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注)</p> <p>⑨下記の「補償対象とならない運動等」を行っている間のケガ、病気</p> <p>⑩契約日以前または保険料の払込み前に発生した保険事故(その原因を含みます)</p> <p>など (注) 医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>&lt;補償対象とならない運動等&gt;</p> <p>①山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)</p> <p>②リュージュ ③ボブスレー ④スケルトン</p> <p>⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません)操縦(職務として操縦する場合を含みません)</p> <p>⑥スカイダイビング ⑦ハンググライダー搭乗</p> <p>⑧超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい)、パラシュート型超軽量動力機を含みません)搭乗</p> <p>⑨ジャイロプレーン搭乗</p> <p>⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動</p>
保険金のお支払い額		
旅行変更費用の額		
<p>出国中止により、保険契約者、記名被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用の金額をいいます。</p> <p>①旅行サービスの取消料、違約料等 ②渡航手続費として、出国中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことをする費用。ただし、出国中止した後においても使用できるものに対して支出した費用は除きます。</p> <p>ただし、「保険金をお支払いする場合」の⑪から⑯に規定する事由に該当する場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p>		
旅行変更費用の額 × 70%		
※1回の出国中止につき、旅行変更費用保険金額を限度とします。		

- (\*1)妊娠、出産、早産または流産に起因する病気や歯科疾病を含みません。
- (\*2)勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張であって、日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以内のものをいいます。
- (\*3)勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。
- (\*4)記名被保険者等が個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。
- (\*5)記名被保険者等の間に成立していた婚姻予約の無効、取消しおよび不履行をいいます。
- (\*6)次の①または②のいずれかに該当する事態をいいます。

- ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等
- ②手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

▲

(2)複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。  
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

\*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回海外旅行保険にセットする特約
旅行変更費用補償(支払事由拡大型) 特約
補償の重複が発生する他の保険契約の例
他の海外旅行保険の旅行変更費用補償特約

◀ 前頁からのつづき

### (3) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。

また、お客様の保険金額は、加入申込票をご確認ください。

### (4) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

#### ① 保険期間

契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または満期日の午後12時のいずれか早い時となります。

#### ② 補償の開始

契約日の翌日の午前0時に始まります。ただし、保険料領収前または、契約日以前に「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合はその原因が発生していた場合については、保険金をお支払いしません。

#### ③ 補償の終了

「①保険期間」に関わらず、記名被保険者が出国するまでとなります。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。

実際に加入する保険料は、加入申込票をご確認ください。

### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、上記「(2) 保険料の払込方法」のとおり払込みください。上記「(2) 保険料の払込方法」により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項	被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務を変更した場合
------	-----------------------------

(2) 被保険者の職業・職務を変更した場合で、変更後の職業・職務が以下に該当するときは、保険期間の中途であってもご契約を解除することができます。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
---

(3) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

## 2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または保険契約者まで速やかにお申し出ください。

この保険は契約日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

## 3. 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。  
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

## II. 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。今一度、告知内容をご確認ください。

### 2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について） 注意喚起情報

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## その他、留意していただきたいこと

### 1. 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 2. 包括契約の仕組み 契約概要 注意喚起情報

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

### 3. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで

## III. 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社に連絡する義務（通知義務）があります。保険契約者または

補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 4. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

##### 個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険の適正なお受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためには利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

##### ●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

##### ●契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報をについて、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

##### ●再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ  
(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

#### 5. 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に事故受付センター、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。なお、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。

#### 6. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

など

#### 7. 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）

（＊1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

#### 8. 代理請求人

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容について、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

#### 9. その他引受条件等

●保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。

(注1) 事故の内容、損害の額に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(注2) 保険金のご請求時にご提出いただく診断書やその他の書類の取得費用は自己負担となります。(交通費を含む)

旅行キャンセル (出国中止) 原因	保険金請求に必要な書類 (例)	
<b>共通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行保険金請求書（原本に限る）</li> <li>・事故状況申告書兼同意書（原本に限る）</li> <li>・HIS発行の取消料証明書（原本に限る）</li> <li>・マイページ取消料確認画面のコピー（オンライン予約の方）</li> </ul>	
<b>死亡、危篤</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書、死体検案書、危篤となった日がわかる書類</li> </ul>	
<b>入院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類（病院発行の氏名が記載された治療費領収書など）</li> <li>・疾病による入院の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始していることがわかる医師の診断書</li> </ul>	
<b>通院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院開始日および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類（病院発行の氏名が記載された治療費領収書など）</li> <li>・疾病による通院の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始していることがわかる医師の診断書</li> </ul>	
<b>急な出張</b>	出張命令書、出張スケジュール表、 出張報告書など出張期間が確認 できる書類	<b>海外出張によるキャンセルの場合</b> 左記に加え、当該出張における出入国、往復の移動記録が分かるもの (旅券（パスポート）の出入国手続きが確認できる部分の（写）。もしくは、航空券のeチケットの（写）、または搭乗券の半券。交通機関発行の領収書・切符など)
<b>渡航先での暴動・テロや地震</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書兼同意書に詳細を記入（新聞報道等で代替可）</li> </ul>	
<b>交通機関の遅延、欠航・運休</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書（事故状況申告書兼同意書に詳細を記入することで代替可）</li> </ul>	
<b>パスポートの置き忘れ、失効等</b>	<b>[紛失、盗難、置き忘れ]</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書兼同意書に詳細を記入</li> </ul>
	<b>[失効・有効期間不足]</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポートのコピー（氏名、有効期間が確認できるページ）</li> </ul>
<b>妊娠、早産等</b>	<b>[妊娠]</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の発覚が契約日の翌日以降であることがわかる資料（病院発行の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等）</li> </ul>
	<b>[早産等]</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産日（早産、流産した日を含む）が契約日の翌日以降であることがわかる書類</li> </ul>
<b>婚約破棄、離婚</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書兼同意書に詳細を記入</li> </ul>	
<b>ペットの死亡</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師による死亡診断書、死体検案書</li> </ul>	
<b>家屋家財の損害</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物または家財の損害の程度を証明する書類（修理見積書、修理請求書など）</li> </ul>	
<b>災害避難指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書兼同意書に詳細を記入</li> </ul>	
<b>航空機遭難等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に該当したことを証明する書類</li> </ul>	
<b>緊急捜索事態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に該当したことを証明する警察等の公の機関が発行した書類</li> </ul>	
<b>出入国規制等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況申告書兼同意書に詳細を記入</li> </ul>	
<b>裁判所への出廷</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所から受けた出頭要請を証明する書類（出廷日が確認できる資料）</li> </ul>	
<b>勤務先の倒産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産の事実が分かる資料</li> </ul>	

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致したことであることを、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。  
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払い事由
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

## ご連絡・お問合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 パンフレット裏面記載の代理店・扱者をご確認ください。

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合は

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

電話受付時間：平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

事故が発生した場合は（事故受付センター）

代理店・扱者または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

365日事故受付サービス 「三井住友海上ライン」 0120-365-240(無料・日本語受付 受付時間 9:30-18:30)

海外からは 81-3-3497-0915へコレクトコール(料金受信人払)でおかけください。

指定紛争解決機関について 注意喚起情報

<引受保険会社との間で問題を解決できない場合は>

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] (全国共通・通話料有料) 0570-022-808

※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ※おかげ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

## 保険ご加入に関する Q&A

Q1 いつまで加入ができますか？

A ご旅行申込みと同時加入をお願いいたします。(ただし、旅行開始日の14日前まで)

Q2 この保険はいつからいつまでを補償しますか？

A 契約日の翌日午前0時から出国するまでとなります。

Q3 保険金を請求したい場合はどうしたら良いですか？

A 実際にキャンセル費用が確定した時点で、三井住友海上ライン(Tel.0120-365-240)までご連絡ください。  
なお、オペレーターには「WEBでHISキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

Q4 航空券のみ、あるいは宿泊のみで手配した場合もこの保険に申込めますか？

A はい。募集型企画旅行および受注型企画旅行等のパッケージ旅行だけでなく、HISを通じての予約であれば、航空券のみご予約、宿泊費用のみご予約の場合でも本保険の対象となります。

Q5 海外に住んでいるが、加入できますか？

A 加入できるのは、日本在住の方のみとなります。

Q6 解約返れい金はありますか？

A 契約日の翌日午前0時から補償開始するため、解約返れい金はありません。(旅行をキャンセルした場合も含みます)

Q7 日程を変更して出国した場合、変更に伴う旅行サービスの取消料や違約料は補償の対象となりますか？

A 出国した場合は、補償が終了しますので、補償対象外となります。

万一、事故が起こり、旅行のキャンセル費用の負担が確定した場合は

365日事故受付サービス 三井住友海上ライン (受付時間 9:30-18:30)

事故受付は「三井住友海上ライン」へ、加入前の補償内容のお問い合わせ並びにご旅行のキャンセルは、  
HISへご連絡下さい。

365日事故受付サービス「三井住友海上ライン」(受付時間 9:30-18:30)

**0120-365-240** (無料・日本語受付)

※お電話の際は、お手元に旅行の予約番号または受付番号をご用意のうえ、  
オペレーターへ「WEBでHISキャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

〈引受保険会社〉

**三井住友海上火災保険株式会社**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

航空運輸産業部 営業第二課

〈代理店・扱者〉

**株式会社エイチ・アイ・エス**

〒163-6029 東京都新宿区西新宿 6-8-1

住友不動産新宿オーフタワー 29 階